

2025年度第2回国内輸出商社商談会 (生活用品 文具 化粧品 工芸品 等)

【募集要項】



日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外展開支援部 中堅中小企業課
国内輸出商社商談会事務局

事業概要

ジェトロでは、生活用品、文具、化粧品、工芸品等を取り扱う中堅・中小企業を対象に、国内輸出商社（バイヤー）との商談会を開催します。輸出に新たに組みたいと思われる方々も、今後輸出先の拡大を検討している方々も、海外販路に向けたパートナーとなり得る国内商社との商談機会としてぜひご参加ください。

＜主 催＞ 日本貿易振興機構（ジェトロ）

＜実 施 内 容＞ 国内輸出商社（バイヤー）との商談会

＜対 象 者＞ 輸出に関心のある中堅・中小企業（サプライヤー）

＜対象カテゴリ＞ インテリア雑貨、キッチン用品、食器、生活日用品、文具、化粧品、工芸品、ペット用品等
（食品・飲料を除く）

＜バイヤー＞ 10社（※別添「バイヤーリスト」をご参照ください）

＜対象国・地域＞ 北米、欧州、オセアニア、東南アジア、中国、韓国、台湾等

＜実 施 形 式＞ 事前にマッチングをしたバイヤーと対面での商談

＜参 加 費 用＞ 無料 ※会場までの交通費等は自己負担です。

＜日 時＞ 2025年10月29日（水） 9：00～18：00（予定）

※商談は事前に時間割を組んで行います（35分予定/1商談）

※不測の事態が発生した場合、上記日時以外で調整することがあります（その場合はオンラインでの商談実施）

＜場 所＞ ジェトロ5階・ジェトロホール（東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル）

＜留 意 事 項＞ 事前のマッチングの結果、**商談が組成されない場合もあります。**

商談が組成された場合のみ、商談会当日にご参加いただくことになりますこと、予めご了承ください。

＜詳 細・申 込＞ https://www.jetro.go.jp/events/shosha_matching2510_seikatsu

＜応 募 締 切＞ 2025年8月29日（金） 15:00

※申し込み完了後にご案内する商品情報登録の締切は 9月2日（火） 15:00となります。

登録から商談会実施までの流れ

本事業のジェトロへの登録から商談会当日までは以下の流れとなります。

商談会お申し込み後、JAPAN STREETにご登録された商品情報を用いて事務局にてバイヤー側スクリーニング用の電子カタログを作成します。電子カタログには各企業、**最大5商品まで掲載可能**です。

その電子カタログをもとに、バイヤー側の希望にそってマッチングを行います。

【STEP1】申し込み
8月29日（金）
15:00締切

【STEP2】商品登録・追加
9月2日（火）15:00締切
【STEP3】電子カタログ掲載商品登録
9月5日（金）15:00締切

バイヤーによるスクリーニング
商談日程調整

商談会

JAPAN STREET 商品登録済みの場合

企業登録



JAPAN STREET

登録済み商品の確認・追加



掲載商品登録

電子カタログ掲載用
商品登録
（最大5商品まで）
※回答なき場合には
事務局にて選定

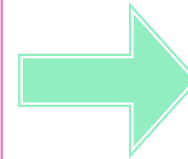
9月中旬

ジェトロからバイヤーに
JAPAN STREETに登録
されている企業・商品
情報を提示

JETRO



バイヤーの調達希望に
そって、商談マッチングを
行います



10月上旬頃、
商談日時を
ご案内

10月29日（水）

商談会実施
（東京）



商談会実施 イメージ

JAPAN STREET 商品未登録の場合

企業登録



JAPAN STREET登録



掲載商品登録

電子カタログ掲載用
商品登録
（最大5商品まで）
※回答なき場合には
事務局にて選定

※本商談会は、ジェトロのJAPAN STREET（次スライド参照）を活用して実施しますので、**登録は必須**となります。



「JAPAN STREET」とは

JETROの基準を満たす**限られた海外の有力バイヤーのみが閲覧可能な招待制オンラインカタログサイト（一般向け非公開）**です。バイヤーの対象地域、カタログサイト上で取り扱う対象品目に制限はなく、事業者の皆さまは企業・商品情報と商品画像等を提出するだけで、JETROが常時バイヤーに商品を案内します。バイヤーから引き合い等届きましたら、事業者のご要望にあわせてバイヤーとの商談日程調整や無料の通訳手配、商談への同席など手厚くサポートします。

JAPAN STREETご登録にあたっては、JAPAN STREETの募集要項を必ずご一読ください。

※JAPAN STREETの概要：https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

- <主 催> 日本貿易振興機構（JETRO）
- <事業内容> JETRO招待バイヤー専用 オンラインカタログサイト
※事業者の皆さまはページを閲覧できません
- <対象者> 日本企業（個人事業主を含む）又は海外企業
※商社や代理店など、製造者/生産者以外による申込の場合は、製造者/生産者の承諾を得た上での共同提案とすること
- <対象品目> 食品（生鮮品、加工食品、飲料等）、コスメ・ビューティー、ホーム・キッチン、ファッション、ホビー・玩具・ゲーム・スポーツ・アウトドア、精密機器、産業機械、原料・素材、情報通信及び機器、産業機械・部品、金属製品、輸送用機械・部品、非金属製品、卸売・小売、飲食店、運輸、通信、教育、医療関連サービス、コンテンツ分野（映像、音楽、ゲーム、ライセンスビジネス）等
- <対象国・地域> 全世界
- <参加費> 無料

商談会への応募条件

- 輸出に意欲のある中堅・中小企業であること。
※申込企業が、大企業から一定の割合で出資を受けているなど、大企業の直接的・間接的支配下にある企業（いわゆる「みなし大企業」）である場合、他の中堅・中小企業の参加を優先させて頂く場合があります。
- JAPAN STREET（※p.4記載）に企業情報、商品情報をご登録いただけること。
※JAPAN STREETに登録された情報をもとに、バイヤーに対して商談提案を行います。
※**9月2日（火）**までにご登録がない場合、本商談会へのご参加はできかねます。締切日までにご登録ください。
- バイヤーが指定する商流に了承いただけること。
- 商社や代理店など、製造者以外による申し込みの場合は、製造者の承諾を得た上での共同提案とすること。
- バイヤーとの商談において、取引条件を事前に検討し、価格表を含む商品説明資料等を作成し、具体的なビジネスの提案をおこなうことができること。
- ジェトロが成果把握のために実施するアンケートやヒアリングに協力いただけること。
またお答えいただいた内容を各管轄地域のジェトロ事務所へ情報共有することにご同意いただけること。
- 本募集要項およびJapan Street「募集要項」に同意いただけること。
- 万一当日のリアル開催が困難になった場合に備え、「オンライン商談会利用条件・免責事項」にご同意いただけること。また「輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項」にご同意いただけること。

※「輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項」：https://www.jetro.go.jp/user_info/export_control.html

なお、本項目に関するお申し込みの内容について、ジェトロからお問い合わせさせていただく可能性がありますので、ご了承ください。

留意事項

1. 本案内に定めのない事項に関しては、日本貿易振興機構（以下、「JETRO」）がその対応を決定するものとし、政府の方針等により内容が変更される可能性があります。
2. 参加申込をした企業（以下、「事業者」）が「申し込みフォーム」の内容に虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効にするとともに、本商談会へのご参加をお断りします。
3. 出品者は、以下の資格、条件を満たす者のうち、JETROが適当と認めた者としてします。
 - (1) 日本国内で生産された商品、又は日本企業の資本、技術により生産された商品の取扱いがあること。
 - (2) 出品物全てについて、価格交渉等の対応権限ある者がイベントに参加すること。
 - (3) イベントの担当者を指名のうえ、JETROからの依頼、問い合わせ等に迅速に対応すること。
 - (4) 過去にJETROに損害を加えたことがある、意見が異なる等、イベントの実施に支障をきたす事由がないこと。
 - (5) 第三者の特許権、意匠権、商標権、実用新案権、著作権その他の知的財産権若しくはノウハウを侵害する物、又はその恐れがある物を出品しないこと。
4. JETROの計画規模を超えた場合、参加申し込みを承諾しない場合があります。
5. 事業者及びその役員が違法な行為または違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、商談会に参加することがJETROの信用を毀損する恐れがある場合は、参加をお断りする場合があります。
6. 参加申込時に記載した内容について変更がある場合は、メールにて通知ください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更する場合、その内容によっては変更に応じられない場合があります。
7. 商談マッチング確定後の時間変更、参加キャンセルの受付は致しかねます。
8. 商談スケジュール確定後であっても、バイヤー側の都合により商談をキャンセル、もしくは日程を変更する可能性があります。
9. 商談マッチングはバイヤーの希望にそって決定するため、商談マッチングが不成立になった場合には当該商談会に参加できませんので予めご了承ください。
10. 本商談会によりバイヤー又はJETROから提供された情報及び資料は、事業者限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供することを禁じます。ただし、提供者から明示的に承諾がなされた場合は、この限りではありません。

留意事項

11. 本商談会の内容に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」）に関する著作権は、ジェトロ、その他の著作権者（以下「著作権者」）に帰属します。
12. 本コンテンツを、ジェトロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、商談相手等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
13. 事業者は、ジェトロが本商談会の成果（事業者に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表することに承諾するものとし、これに関し、何らの人格権も行使しないものとします。
14. ジェトロは、本イベントの参加に際しお客様よりご提供いただいた情報については、本イベントの実施に利用するとともに、ジェトロ内のデータベースに登録し、関連事業の実施、ジェトロからの連絡のために利用することができます。また、ジェトロは、当該情報のうち、お客様の会社名、HP アドレス、商品情報の一部等、ジェトロが必要と判断する事項を、バイヤーに提供することができます。
15. 本事業の実施にあたり、ジェトロは次の費用を負担します。ただし、現実に支出する必要がないとジェトロが判断した項目については、この限りではありません。
 - (1) イベントの実施に必要なオンライン会議ツールの使用料及び会場に係る費用
 - (2) 本イベントに係る情報の収集と提供に係る費用
16. 前条に基づきジェトロが現実に負担する費用を除き、全て事業者の費用負担となります。
17. 本商談会の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
18. 本イベントの実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務に起因又は関連し当事者間に生じる一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、専属的合意管轄裁判所とします。

免責事項

1. 商談相手またはジェトロより提供される情報については、ジェトロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、事業者自身の判断、責任において行ってください。本事業での提供情報に関連して、事業者が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは事業者に対し一切の責任を負わないものとします。
2. 本商談会における実際の商談・取引は各社の判断と責任の下で行って頂きます。本事業にて万一、事業者やバイヤー、最終消費者が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。
3. ジェトロは、サンプル品の盗難や破損等、これらの管理に関する責任を一切負いません。
4. 販売される国にすでに代理店等がある場合は、事前に了承を得るなど、必要な対応を行ってください。本事業実施において、代理店等との問題が生じた場合に、ジェトロはその責任を負いません。
5. 提示する条件に合わない場合や、お申込み頂いた内容が本事業の趣旨にそぐわないと考えられる場合は、内容を確認したうえで、採択決定後においても参加を取り消す場合がございます。
6. ジェトロは以下の各号に該当する場合、本事業の実施日時、内容を変更し、本事業の全部または一部の実施を予告なく中止し、または、事業者の一部の参加を中止させることがあります。これに起因または関連し、事業者が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは事業者に対し一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
 - (2) 正当な理由の有無にかかわらず、バイヤーが本商談の全部又は一部をキャンセル又は延期等したとき
 - (3) 利用条件から外れるなど、事業者の状況が変化したとき
 - (4) 前号のほか、事業者がジェトロの指示、条件またはジェトロとの合意事項に違反したとき
 - (5) 事業者が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合
 - (6) 事業者が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき、またはその疑いが生じたとき
 - (7) 前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき
7. 天災、現地の政情その他ジェトロの責任に帰する事のできない事由により本事業の一部又は全部を中止せざるを得ない場合は、ジェトロは申込み受領後であっても、本事業の一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、事業者が負担した旅費、輸送費等のキャンセル料、商品の返品、その他の経費・損害をジェトロが補填することはできません。